

ご注意ください!

狩猟免許を取っただけでは鳥獣を捕獲することはできません!

野生の鳥獣を捕獲するには、原則として、まず狩猟免許を取得する必要があります。
しかし、狩猟免許を取っただけからと言って、すぐに鳥獣を捕獲できるわけではありません!

狩猟免許を取得する

狩猟による捕獲

狩猟期間中に、狩猟者登録をして、
狩猟鳥獣を、決められた方法で捕獲する。

- 捕獲できる期間: 狩猟期間(11/15~2/15)
※広島県では、イノシシとシカに限り、
2月末まで捕獲できます。
- 手続き方法:
県に、年度ごとに狩猟税と手数料を支払って
狩猟者登録をしていただきます。
※県ごとに登録が必要です。
- 対象種: 狩猟鳥獣48種
※広島県では、このうちツキノワグマは捕獲できません。
- 捕獲できる方法:
法律で決まった猟具(法定猟具)しか使用
できません。
- 捕獲できる場所:
鳥獣保護区など、捕獲できない地域があり
ます。
- 捕獲できる数:
一部の鳥獣では、1日当たりの捕獲数に制
限があるものがあります。

詳しくは県へ…

狩猟者登録は県が手続きを行っています。
詳しくは、お住まいの地域を管轄する各農林
水産事務所、または県自然環境課にお問い合
わせください。

有害鳥獣捕獲許可による捕獲

農作物被害などがある場合に、
被害対策などを行っても被害が収まらない
場合に限り、特別の許可を得て捕獲する。

**※市町によって、許可の対象者や条件など
が異なります(個人には許可しない場合
もあります)ので、詳しくは市町役場にお
問い合わせください。**

- 捕獲できる期間:
必要最小限の期間(許可を得た期間)
- 手続き方法:
捕獲したい場所の市町役場に申請をして
許可を得る必要があります。
※鳥獣の種類や捕獲方法によっては、国や県の
許可になる場合もあります。
- 対象種: 全ての鳥獣
- 捕獲できる方法:
原則として法定猟具
- 捕獲できる場所:
必要最小限の範囲(許可を得た地域)
- 捕獲できる数:
必要最小限の数(許可を得た数)

詳しくは市町へ…

有害鳥獣の捕獲許可は市町が行っています。
詳しくは、捕獲したい場所の市町役場にご相
談ください。

お問い合わせ先

県

事務所名等	管轄地域	電話
西部農林水産事務所 林務第一課自然保護係	広島市, 大竹市, 廿日市市, 呉市, 東広島市, 竹原市, 安芸高田市, 江田島市, 府中町, 海田町, 坂町, 熊野町, 北広島町, 安芸太田町, 大崎上島町	082(228)2111 内線 5454
東部農林水産事務所 林務課自然保護係	福山市, 府中市, 尾道市, 三原市, 神石高原町, 世羅町	084(921)1683
北部農林水産事務所 林務第一課自然保護係	三次市, 庄原市	0824(72)2015 内線 2153
環境県民局自然環境課 野生生物グループ		082-513-2933

市町

市町名	担当部署	電話
広島市	経済観光局農林水産部 農林整備課	082-504-2249
呉市	産業部農林水産課	0823-25-3338
竹原市	総務企画部産業振興課 農林水産振興係	0846-22-7745
三原市	経済部農林水産課 林務畜産係	0848-67-6081
尾道市	産業部農林水産課 農林振興係	0848-38-9473
福山市	経済環境局経済部 農林水産課	084-928-1033
府中市	経済観光部農林課 農林整備係	0847-43-7132
三次市	産業振興部農政課 農林振興係	0824-62-6164
庄原市	企画振興部林業振興課 林業振興係	0824-73-1124
大竹市	総務部産業振興課 農林水産振興係	0827-59-2130
東広島市	産業部農林水産課 生産基盤整備係	082-420-0939
廿日市市	環境産業部農林水産課 林業振興係	0829-30-9148

市町名	担当部署	電話
安芸高田市	産業振興部 地域営農課	0826-47-4021
江田島市	産業部農林水産課 振興係	0823-43-1642
府中町	町民生活部環境課 環境保全係	082-286-3244
海田町	建設部都市整備課	082-823-9634
熊野町	建設農林部 農林緑地課	082-820-5638
坂町	建設部産業建設課 産業係	082-820-1512
安芸太田町	産業観光課	0826-28-1973
北広島町	農林課林業振興係	050-5812-1857
大崎上島町	地域経営課 農林水産係	0846-65-3123
世羅町	産業振興課 鳥獣被害対策係	0847-22-5304
神石高原町	産業課振興係	0847-89-3337